

【2026年5月公募】JICA有期職制募集ポスター一覧

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
1	東京都	中南米部 (中南米地域担当)	期限付職員3号	援助アプローチ/戦略/手法	(1) 担当国(マクロ経済情報分析を含む)・セクターの情報収集及び分析、協力戦略の立案 (2) 個別の協力案件(円借款、技術協力、無償資金協力、海外投資等)に関する企画や調査の実施、案件形成・審査・監理 (3) 現地出張を適した相手国政府・関係機関及び他援助機関等との協議、調整、現地調査 (4) 米州開発銀行(IDB)など他の開発パートナーとの政策協議、連携協力案件の企画・実施 (5) 上記関係業務に関するJICA内外の関係者との協議・調整 (6) 日系企業海外展開にかかる業務(民間連携事業及び海外投資融資事業の中南米部横断業務等) (7) その他、協力事業を実施する上で必要な業務	1	期間の定めあり(2026年9月1日～2027年8月31日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
2	東京都	資金協力業務部計画・調整課	期限付職員3号	援助アプローチ/戦略/手法	(1) 無償資金協力事業に係る契約認証及び支払業務 ①無償資金協力の契約認証及び支払業務(契約受注業者や本邦銀行との調整等を含む) ②無償資金協力の契約認証及び支払業務に係る執務参考資料の整理及び更新 (2) 無償資金協力に関する資金計画、執行管理業務 ①無償資金協力に関する資金計画、執行管理に関する業務 ②無償資金協力に関する資金請求、繰越等に関する業務 (3) その他 ①資金協力業務部計画・調整課における総務関連業務	2	期間の定めあり(2026年8月1日～2027年7月31日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
3	広島県	中国センター研修業務課 (研修員受入事業担当)	期限付職員3号	援助アプローチ/戦略/手法	(1) 研修の運営・管理業務 ①研修実施準備(JICA内関係部署、研修委託先等と調整しつつ研修内容・日程を確定、研修員を募集・選考。来日にかかる諸手続き、滞日中宿舎及び国内移動手段の手配等) ②研修実施監理(研修委託先との契約、実施監理、日程変更等に応じた各種手配内容変更、モニタリング・トラブル対応等) ③研修実施後対応(契約精算事務、評価会等を含めた改善提案、資料収集・保管、報告書の作成等) (2) 長期研修員の受入・モニタリング・評価・各種支援業務 ①研修員の来日調整(JICA内の関係部署、大学等と調整し、来日日、研修期間を確定) ②研修員に対する健康相談・各種健康診断結果に基づく保健指導 ③帰国対応(帰国フライトの手配等) (3) 既存研修コースの改善、新規研修コースの立案に関する検討 (4) 広報関連業務 (5) その他、研修業務課運営にかかる各種業務(業務改善、関連リソース開拓、作業依頼・照会・イレギュラー事項対応など、組織横断的業務を含む)	1	期間の定めあり(2026年9月1日～2027年8月31日)
				日本国内の社会課題への対応・多文化共生			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で2028年3月31日(更新回数1回)までを上限とします。
4	東京都	安全管理部 兼 人事部 健康管理室 (看護師)	専門嘱託3号	保健医療	(1) 健康診断関連業務 (2) ストレスチェック関連業務 (3) 健康維持・増進に係る取組みの企画・実施 (4) 勤務者に対する健康相談・各種健康診断結果に基づく保健指導 (5) 海外赴任、海外出張時の予防接種、海外傷病に関連した相談・対応 (6) 心身の不調者の対応 (7) 体調不良者の初期対応 (8) 医療機関の調整 (9) 長時間労働者の健康管理 (10) 医薬品等の在庫管理・発注等 (11) 執務スペース、休室等環境整備等 (12) その他、安全管理部 健康管理室 兼 人事部の管理職が指示する事項	1	期間の定めあり(2026年8月1日～2027年7月31日)
				安全管理			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
5	東京都	情報システム部システム第一課 (情報システム基盤管理担当)	専門嘱託3号	情報通信技術	(1) 情報通信網の運用・保守に関する業務・契約管理及び次期契約調達対応 (2) 情報通信網の更改方針及び計画の検討 (3) Telex電話・PBX電話・公用マホに関する業務・契約管理及び次期契約調達対応 (4) 本部、国内拠点のLAN運用・保守に関する業務・契約管理及び次期契約調達対応 (5) 本部、国内拠点のLAN更改方針及び計画の検討 (6) 在外拠点LANへの技術支援	1	期間の定めあり(2026年8月1日～2027年7月31日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
6	東京都	南アジア部南アジア第二課 (アフガニスタン、パキスタン、ネパール担当)	専門嘱託3号	平和構築	(1) 担当国のセクター別情報収集及び分析、協力戦略立案 (2) JICAの協力プログラムや案件形成に関する企画や調査の実施 (3) 有償資金協力(円借款)、技術協力及び無償資金協力案件の形成、審査、監理 (4) 人材育成事業(研修、招へい、留学事業等)に関する各種調整 (5) 要人送迎の対応、現地出張における相手国政府・関係機関及び他援助機関等との調整 (6) 上記関係業務に関する当課内外との調整、議事録や対方針等の文書作成 (7) その他、課の業務運営や協力事業を実施する上で必要な業務	1	期間の定めあり(2026年8月1日～2027年7月31日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
7	東京都	民間連携事業部計画・連携企画課 (JICA Biz担当)	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 民間連携事業にかかる計画・総務関連業務(予算管理、広報、内外関係機関との調整等) (2) JICA Bizに関する運営業務 (募集・選考の手続、プロセス管理、民間企業からの内談や質問への対応、JICA関係部署及び在外事務所との連絡・調整等) (3) JICA Bizの効果向上に関する業務 (ビジネス化支援強化策の検討、広報、制度利用済み企業とのネットワーク化等) (4) JICA Bizに関する、実施監理業務及び審査業務(審査補助など、各事業に関わる業務全般) (5) JICAと民間企業との共創推進に関する業務 (6) その他、民間連携業務を遂行する上で必要な業務	1	期間の定めあり(2026年9月1日～2027年8月31日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
8	東京都	ガバナンス・平和構築部STI・DX室 データ戦略班(予定) / DX・ICT班データ戦略・利活用推進	専門嘱託5号	情報通信技術	(1) データガバナンス・利活用促進: 設置予定のユニットの主要メンバーとして次をリードし、推進していただきます。 ①データガバナンス方針、ルール、基準、手順等のドラフト作成・最終化支援 ②事業データ利活用体制の企画・構築調整・推進 ③データガバナンス・利活用推進社内人材育成計画の立案・実施推進 ④データ品質管理、アクセス権限管理、二次利用可否等に係る計画策定・実施推進 ⑤JICAが別途コンサルタントを雇い推進中のIT最適化・業務システム見直しへのデータガバナンス・利活用推進、AI活用の観点からの提案 (2) 海外事業の担当: STI・DX室メンバーとして海外案件形成・管理を担って頂きます。 ①案件形成・管理・調整・実施監理(調査師への参加を含む) ②リアルタイムに連携する情報の収集、分析、整理、発信 ③関連セミナー開催に関する準備、アレンジ、運営	1	期間の定めあり(2026年8月1日～2027年7月31日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
9	東京都	経済開発部 民間セクター開発グループ 第一チーム (観光・地場産業振興)	専門嘱託3号	民間セクター開発	(1) 持続可能な観光開発に関する協力案件の形成及び実施監理 (2) 地場産業振興、企業の競争力強化に関する協力案件の形成および実施監理 (3) 内外関係者とのネットワーク強化、情報収集・分析及び対外発信 (4) 地場産業振興に関する取り組みの情報とりまとめ、発信 (5) その他、民間セクター開発に関するJICA内外との調整	1	期間の定めあり(2026年8月1日～2027年7月31日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
10	東京都	国際協力調達部計画・調達戦略課(DX・システム担当)	専門嘱託3号	一般事務・経理	(1) 部署で扱うシステムに関する業務の手順の確認・改善の企画・提案 (2) 担当システムの安定的運用・稼働のためのユーザ・運用保守業者および部内外の関係者との各種調整、操作説明等若くは活動、セミナー・会議進行等、関連業務 (3) 担当システムに関する契約事務(議事書の作成や支払対応)、予算管理、監査対応、文書作成・管理等 (4) 担当システムの改修にかかるユーザ・運用保守業者、部内外の関係者との要件、仕様、コスト、納期等の調整、実施管理 (5) 所属部署が保有する各種データの管理・統計分析、及び機構内外への情報提供依頼への対応 (6) DX(デジタル・トランスフォーメーション)促進(電子契約、AI-OCR、生成AI等)やITツール (7) その他関連する付帯業務	①1 ②1 計2名	期間の定めあり(2026年8月1日～2027年7月31日)
				多岐にわたる分野			本公費は最長契約期間の異なる①、②の2名をまとめて募集しています。 ①上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。 ②上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
11	東京都	国際協力調達部調達支援課(在外拠点、国内拠点等の調達支援担当)	専門嘱託3号	一般事務・経理	(1) JICAの海外・国内の拠点における調達業務(仕様書作成、発注書発、入札開標の作成、予定価格設定、業者選定、契約締結、検査・支払等)が、JICAの定める規定に基づき適切かつ円滑に遂行されるよう、部内及び部外関係部署と調整しつつ、照会対応、具体的な手続きの指導、改善策の提案・実施を行う。) (2) JICAの海外・国内の拠点が行う調達業務に關し、関連法令、手続き等の情報収集・整理、資料の作成支援、執務要領や書式の整備及び更新を行う。 (3) JICAの海外・国内の拠点が行う調達業務に關し、実施体制の強化・改善策の検討・実施を支援する。 (4) JICAの海外・国内の拠点に出張し、以下の業務を行う。 ①出張先の拠点の調達業務体制、調達業務実施状況を把握し、手続きの適正化を支援する。 ②出張先拠点の契約業務を支援する(現地の実情に合わせた手続きルールや書式の整備、調達業務の立会支援等) ③現地関係者への調達指導、調達セミナーの実施。 (5) JICA関係者のJICA調達規程に関する理解度向上を図る研修活動の企画・運営を行う。	1	期間の定めあり(2026年8月1日～2027年7月31日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
12	東京都	評価部事業評価第二課(事業評価)	専門嘱託3号	評価	(1) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力案件の事後評価の企画・契約管理事務・予算管理 (2) 事後評価の実施に係る相手側やJICA内の他部署との調整 (3) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力案件の事前評価実施支援 (4) 技術協力の終了時における評価の実施支援 (5) プロセス分析、テーマ別評価の企画・実施による事業改善に向けた業務 (6) インバウンド評価等の共同実施業務 (7) その他、評価を実施するうえで必要な業務	1	期間の定めあり(2026年8月1日～2027年7月31日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
13	北海道	北海道センター(帯広)道東業務課(市民参加協力事業担当)	専門嘱託3号	農業開発／農村開発	(1) 提案型事業(草の根技術協力、JICA基金活用事業、中小企業・SDGsビジネス支援事業)にかかる業務(相談窓口、大学/地方自治体/NGO/企業等へのコンサルテーション、事業実施監理、精算業務、各種取り纏め) (2) 市民参加イベント業務(企画立案・準備・調整・集客公告、当日運営、旅費精算等) (3) 担当案件に係る広報業務(プレスリリース、ホームページ、SNS等の記事作成) (4) 開発教育/国際理解教育支援事業に係る現場対応業務 (5) その他、市民参加協力事業に関連する業務補助(ボランティア事業、実績取り纏め等)	1	期間の定めあり(2026年8月1日～2027年7月31日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
14	茨城県	筑波センター研修業務課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 研修計画策定に係る業務(研修設計、内容、リソース検討、日程、経費精算等) (2) 開発途上国からの研修員(以下「研修員」)の募集、入選、受入実施に係る業務 (3) 研修実施管理に係る業務(研修委託契約管理、関係先との連絡、精算業務等) (4) 研修の実施に係る業務(オリエンテーション、研修同行、研修員対応等) (5) 研修のモニタリング・評価に係る業務(評価会・反省会、レビューシート、予算管理等) (6) 広報(Facebook、JICAウェブサイトでの研修員の様子や活動紹介等) (7) 筑波センターが実施する英語ハブ、贈答品/教育資料センターの他のイベントに係る業務 (8) 上記各号に関連して必要な業務(必要に応じ国内出張及び海外出張有)	1	期間の定めあり(2026年9月1日～2027年8月31日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
15	香川県	四国センター業務課(民間連携事業及び草の根技術協力事業担当)	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 民間連携事業および草の根技術協力事業関連業務 ①契約及び経理関連業務 ②案件形成支援(希望者に対する応募相談対応等) ③案件運営管理(事後評価、フォローアップ含む) ④担当地域・業に関する情報収集・分析 ⑤広報、セミナー等の実施 ⑥他のJICA事業との連携 ⑦関連団体(公的機関、金融機関等)との連携強化 (2) JICA基金事業関連業務(応募相談、契約及び経理関連業務、モニタリング等) (3) NGOとの連携・能力強化関連業務 (4) 四国域内のステークホルダーに関する情報収集・分析・整理・連携	1	期間の定めあり(2026年9月1日～2027年8月31日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
16	東京都	企画部サステナビリティ推進室兼サステナビリティ推進担当特命審議役付(環境・気候変動)	アソシエイト専門員4号	気候変動対策	(1) JICAサステナビリティ方針(特に、気候変動対策、自然環境保全)推進に向けた情報収集、分析、戦略立案 (2) 各種戦略(探別別事業戦略、個別分析ペーパー等)策定及び事業(技術協力、円借付、無償資金協力、海外協賛等)の形成段階における文書レビュー、関係部署への助言、現地調査同行等を通じた、パリ協定整合確認及び気候変動・生物多様性の主流化促進 (3) 気候変動・生物多様性分野に係る各種業務、調査の契約監理補佐 (4) 気候変動・生物多様性分野に係る情報収集・分析、戦略策定、制度設計、目標設定、モニタリング、データ集計等 (5) 関係チームの各種会議への出席、セミナー・研修等の実施、運営補助、各種手続き (6) サステナビリティ推進に係る機構内外へのエンゲージメント活動、広報等 (7) 気候変動対策等に係るナレッジマネジメントネットワーク(KMN)	1	期間の定めあり(2026年8月1日～2027年7月31日まで)
				自然環境保全			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
17	東京都	経済開発部民間セクターグループ第二チーム(アフリカカイゼンシニアティブ)	アソシエイト専門員5号	経済政策	(1) AKIクラスターの戦略的強化にかかる各種情報の収集・整理・分析、修正のリード (2) 国内・国際両面、協力対象地域の動向に係る情報収集・分析を踏まえたJICAへのインプット (3) 国内外会議への登壇、関係機関協議を通じた情報発信、ネットワーク構築・強化 (4) AKI事業の形成・調査・実施監理・フォローアップへの助言/参画 (5) JICA内外の人材育成への助言/参画(コースリーダー、講師業務を含む) (6) 民間セクターPMIにおける各種業務	1	期間の定めあり(2026年8月1日～2027年7月31日まで)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
18	東京都	経済開発部民間セクターグループ第二チーム(イノベーション創出にむけたスタートアップ・エコシステム構築支援)	アソシエイト専門員5号	民間セクター開発	(1) NINJA運営補佐 (2) NINJAの運営方針策定・改定に関する補佐業務 (3) NINJAに基づく案件群の形成方針の検討、運営、監理に関する補佐業務 (4) NINJAに関するナレッジ蓄積・創出、情報発信、ネットワーク構築・維持・拡大	1	期間の定めあり(2026年8月1日～2027年7月31日まで)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
19	東京都	国際緊急援助隊事務局緊急援助第一課(国際協調・国際連携(災害援助(医療・感染症対策)))	アソシエイト専門員5号	保健医療	(1) チーム派遣・展開、物資供与のマニュアル類の改善、訓練実施・体制強化 (2) 各種訓練、研修の計画・実施・評価への参画、課題の改善・質の向上 (3) 国際機関(WHO-EIT等)や、二国間・多国間ドナーとの連携、調整 (4) 医療チーム及び感染症対策チームの中期計画推進 (5) 人道・開発・平和とネクサスに向けた取り組み (6) 学食、シンポジウム、セミナーなどの機会における対外的発信 (7) その他特命事項	1	期間の定めあり(2026年11月1日～2027年10月31日まで)
				援助アプローチ/戦略/手法			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
20	東京都	国際緊急援助隊事務局緊急援助第二課(国際協調・国際連携(災害援助(捜索救助)))	アソシエイト専門員5号	防災	(1) チーム派遣・展開、物資供与のマニュアル類の改善、訓練実施・体制強化 (2) 各種訓練、研修の計画・実施・評価への参画、課題の改善・質の向上 (3) 国際機関(OCHA-INSAG等)や、二国間・多国間ドナーとの連携、調整 (4) 人道・開発・平和とネクサスに向けた取り組み (5) 学食、シンポジウム、セミナーなどの機会における対外的発信 (6) その他特命事項	1	期間の定めあり(2026年10月1日～2027年9月30日まで)
				援助アプローチ/戦略/手法			上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
21	東京都	経済開発部 農業・農村開発第一グループ第三チーム (市場志向型農業振興 (SHEP))	特別嘱託4号	農業開発／ 農村開発	(1) SHEP (市場志向型農業振興) アプローチの広域展開に向けた業務 ①JICAグローバル・アジェンダ「農業・農村開発 (持続可能な食料システム)」における「小規模農家向け市場志向型農業振興 (SHEP)」クラスター事業戦略の推進に向けた、クラスター全体の進捗状況の把握・集計 (他開発パートナーにおける進捗状況の把握を含む) ②各所で展開されているSDGクラスター推進案件の実進等による、クラスター事業戦略のより良い展開に向けた教訓の抽出。取りまとめ、関係者への共有 ③民間部門、市民社会、各国政府、国際機関との連携促進に係る支援業務 (国際ワークショップ開催支援等) (2) SHEPクラスター関連案件の管理・モニタリングを通じた実施促進	1	期間の定めあり (2026年8月1日～2027年7月31日まで)  本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
				運輸交通	(1) 道路アセットマネジメントクラスター事業戦略の更新検討 (2) 同分野における技術協力・資金協力事業の案件形成および実施整理 (3) 同分野におけるドナー関連会議、国内外学芸、各種イベント等への出席・発信 (4) 同分野における共創推進に向けた外部パートナーの発掘・関係構築 (5) 同分野における国内外の人的・技術的リソースおよび関連情報の収集・整理 (6) その他、運輸交通分野に関しJICAが指示する業務		期間の定めあり (2026年8月1日～2027年7月31日まで)  本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
23	東京都	社会基盤部 都市・地域開発グループ第二チーム (都市開発・まちづくり)	特別嘱託3号	都市開発・ 地域開発	(1) 都市・地域開発・まちづくり分野の情報収集、分析、評価等 (2) 都市・地域開発・まちづくり分野の案件形成、実施、管理等 (3) 都市・地域開発・まちづくり・地方創生分野の広報・情報発信等 (4) 都市・地域開発・まちづくり・地方創生分野の各種調査、イベント等の実施支援等	1	期間の定めあり (2026年8月1日～2027年7月31日まで)  本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
				教育	(1) 基礎教育分野に係る情報収集、ニーズ把握、分析 (2) 担当国における教育セクターの情報収集、ニーズ把握、分析および協力プログラムの検討 (3) 担当国における教育分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理 (含む: 技術協力、無償) (4) 上記担当案件の成果の発信 (広報) (5) 基礎教育分野に係る開発パートナー、関連大学、研究機関、民間企業、NGO等との連携促進 (6) 教育テックマネジメントネットワーク活動への参加を通じた知見共有等への貢献		期間の定めあり (2026年10月1日～2027年9月31日 まで)  上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年 (更新回数1回) を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
25	東京都	経済開発部 民間セクターグループ第二チーム (アフリカカイゼンシアティブ)	ジュニア 専門員	民間セク ター開発	(1) 民間セクター開発分野に係る情報収集、分析 (2) 民間セクター開発分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理 (含: 課題別研修) (3) 民間セクター分野に係る関係コンサルタント、関連大学・研究機関、民間企業等との連携促進	1	期間の定めあり (2026年8月1日～2027年7月31日 まで)  上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年 (更新回数1回) を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
				水産	(1) 水産ブルーエコノミー振興に係る情報収集、分析 (2) 水産ブルーエコノミー振興に係る協力案件の計画策定及び実施管理 (含: 課題別研修) (3) 水産ブルーエコノミー振興に係る関連大学、研究機関、民間企業等との連携促進		期間の定めあり (2026年9月1日～2027年8月31日 まで)  上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年 (更新回数1回) を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
27	東京都	経済開発部 農業・農村開発第一グループ第二チーム (持続可能な畜産振興)	ジュニア 専門員	農業開発／ 農村開発	(1) 畜産・家畜衛生分野に係る情報収集、分析 (2) 畜産・家畜衛生分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理 (含: 課題別研修) (3) 畜産・家畜衛生分野に係る関連大学、研究機関、民間企業等との連携促進	1	期間の定めあり (2026年9月1日～2027年8月31日 まで)  上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年 (更新回数1回) を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
				水資源	(1) 統合水資源管理分野 (都市給水と地方給水、衛生分野を含む) に係る情報収集、分析 (2) 統合水資源管理分野 (都市給水と地方給水、衛生分野を含む) に係る協力案件や研修事業の計画策定及び実施管理 (3) 統合水資源管理分野 (都市給水と地方給水、衛生分野を含む) に係る関連大学、研究機関、民間企業等との連携促進		期間の定めあり (2026年8月1日～2027年7月31日 まで)  上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年 (更新回数1回) を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
29	東京都	地球環境部 水資源グループ水資源第一チーム (統合水資源管理)	ジュニア 専門員	自然環境保 全	(1) 自然環境保全分野に係る情報収集、分析 (2) 自然環境保全分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理 (含: 課題別研修) (3) 自然環境保全分野に係る関連大学、研究機関、民間企業等との連携促進	1	期間の定めあり (2026年8月1日～2027年7月31日 まで)  1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年 (更新回数1回) を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)